

令和6年度 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付実施要領

1. 趣旨

秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付要綱(令和6年1月1日施行。以下「要綱」という。)に定める助成金の取扱いについて、要綱によるほか、本要領に定めるところによるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は要綱で使用する用語の例による。

3. 評価委員会

- (1) 理事長は、要綱第15条に基づき交付対象事業の評価を行う秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設ける。
- (2) 委員は、理事長が依頼する観光または地域経済に知見を有する団体等からの出席者をもって充てる。
- (3) 評価委員会は委員長1名及び委員若干名で構成し、委員長は委員の互選とする。
- (4) 評価委員会では応募書類と質疑応答に基づき別に定める評価基準に従い評価を実施し、その結果を理事長に報告する。

4. 募集期間

要綱第6条の期間は令和6年1月15日から令和6年2月15日までとする。

5. 実施期間

助成金事業の実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の範囲内とする。

6. 助成金事業の内容の変更等

助成金事業者は、交付の決定通知を受けた後、当該事業を変更しようとする場合は、対象経費の30%以内の軽微な変更を除いて、その都度助成金変更申請書(様式5)により理事長に申請し、その承認を受けるものとする。また、当該事業を中止し、又は廃止しようとする場合も、助成金(中止・廃止)申請書(様式5)により理事長に報告するものとする。

7. 評価委員会への出席

交付申請者は原則として、令和6年3月5日(予定)に開催する評価委員会に出席し、事業内容等の説明と質疑応答を行うこととする。

8. 助成金交付決定の取消し及び返還

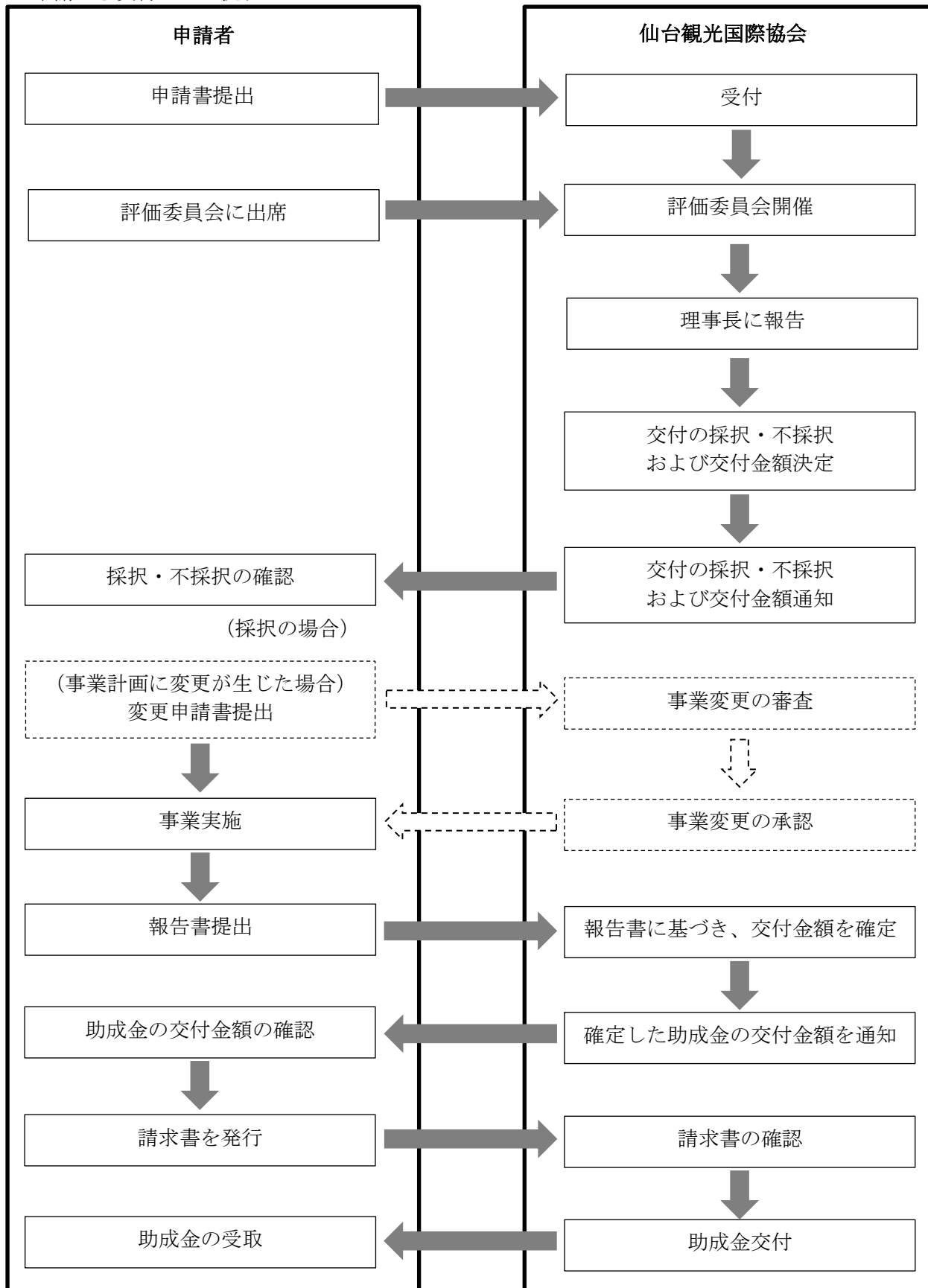
理事長は、助成金交付決定の通知を受けた助成金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取消し、又はすでに交付した助成金の返還を求めることができるものとする。

- (1) 要綱、要領又は助成金交付決定の内容、条件に違反したとき
- (2) 事業の実施方法等が不相当であり、又は事業の実施結果が不良であるとき
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき

9. 状況報告等

理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金事業者に対し、報告又は資料の提出、事業報告会への出席を求めることができる。

10. 申請から交付までの流れ



附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。